



# リーテックスデジタル契約®

建設業法施行規則第13条の4第2項に規定する  
「技術的基準」への適合について

2021年1月7日

リーテックス株式会社



当社はJIIMA会員です

# 目次

1. 本資料の趣旨
2. 見読性の確保について
3. 原本性の確保について
4. 本人性の確保について
5. Adobe Acrobat Readerでの署名確認方法

# 1.本資料の趣旨

- 本資料は、弊社の電子契約サービス「リーテックスデジタル契約®」が建設業法施行規則第13条の4第2項に示す技術的基準を満たしていることを説明する資料です。
- 本資料ではわかりやすさの観点から「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」に沿って説明をいたします。  
（同規則第13条の2は建設業法施行規則の一部改正（令和2年10月1日施行）により、第13条の4に変更になっております。）
- 上記のガイドラインに加えて、建設業法施行規則の一部改正（令和2年10月1日施行）で追加された第13条の4第2項第3号への適合についても説明いたします。

## 2.見読性の確保について (第13条の4第2項第1号関係 (旧第13条の2第2項第1号))

(ガイドラインの説明)

情報通信の技術を利用した方法により締結された建設工事の請負契約に係る建設業法第19条第1項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容(以下「契約事項等」という。)の電磁的記録そのものは見読不可能であるので、当該記録をディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できるようにシステムを整備しておくことが必要である。

また、電磁的記録の特長を活かし、関連する記録を迅速に取り出せるよう、適切な検索機能を備えておくことが望ましい。



上記のスキームの契約締結プロセスになっており、締結後の契約書についてはPC、スマートフォンを用いて弊社システムにアクセスすることで場所・時間を問わず契約書の表示が可能です。

契約名、契約先、契約日、契約期間、契約状態、契約区分、受発信区分、契約種別、ラベル、の情報を用いて検索可能です。

### 3. 原本性の確保について① (第13条の4第2項第2号関係 (旧第13条の2第2項第2号))

(ガイドラインの説明)

#### (1) 公開鍵暗号方式による電子署名

情報通信の技術を利用した方法により行われる契約は、当事者が対面して書面により行う契約と比べ、契約事項等が改ざんされてもその痕跡が残らないなどの問題があり、有効な対応策を講じておく必要がある。

このため、情報通信の技術を利用した方法により契約を締結しようとする場合には、契約事項等を記録した電磁的記録そのものに加え、当該記録を十分な強度を有する暗号技術により暗号化したもの及びこの暗号文を復号するために必要となる公開鍵を添付して相手方に送信する、いわゆる公開鍵暗号方式を採用する必要がある。

公開鍵暗号方式を採用しております。

### 3. 原本性の確保について②

(第13条の4第2項第2号関係 (旧第13条の2第2項第2号))

(ガイドラインの説明)

#### (3) 電磁的記録等の保存

建設業を営む者が適切な経営を行っていくためには、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、建設工事の進行管理を行っていくことが重要であり、情報通信の技術を利用した方法により締結された契約であってもその契約事項等の電磁的記録等を適切に保存しておく必要がある。

その際、保管されている電磁的記録が改ざんされていないことを自ら証明できるシステムを整備しておく必要がある。また、必要に応じて、信頼される第三者機関において当該記録に関する記録を保管し、原本性の証明を受けられるような措置を講じておくことも有効であると考えられる。

時刻認証業務認定事業者であるCYBER LINKSのタイムスタンプを施し、電子署名と併せてAdobe Acrobat Readerの署名パネルを用いて確認することができます。(Adobe Acrobat Readerでの確認方法につきましては後述いたします。)

また、弊社利用規約に、「当サービスは、一方のお客さまが当サービス上にデジタル署名をした契約書等の情報を発信(アップロード)し、もう一方のお客さまがこれを受信(ダウンロード)し、これに同意してデジタル署名することにより、お客さま間で、契約書等に関する合意を締結した事実を証明するサービスです。」と記載している通り、弊社サービス内で表示される書類は、弊社が信頼される第三者機関として原本性を証明しているものとなります。

## 4.本人性の確保について

(第13条の4第2項第3号関係 (建設業法施行規則の一部改正 (令和2年10月1日施行) にて追加)

(条文)

当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

(ガイドラインの説明)

(2) 電子的な証明書の添付

(1) の公開鍵暗号方式を採用した場合、添付された公開鍵が真に契約をしようとしている相手方のものであるのか、他人がその者になりすましていないかという確認を行う必要がある。

このため、(1) の措置に加え、当該公開鍵が間違いなく送付した者のものであることを示す信頼される第三者機関が発行する電子的な証明書を添付して相手方に送信する必要がある。この場合の信頼される第三者機関とは、電子認証事務を取り扱う登記所、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第4条に規定する特定認証機関等が該当するものと考えられる。

弊社アカウント登録時には、

- ①登記簿謄本
- ②利用者の身元確認確認書類 (免許所・保険証等)

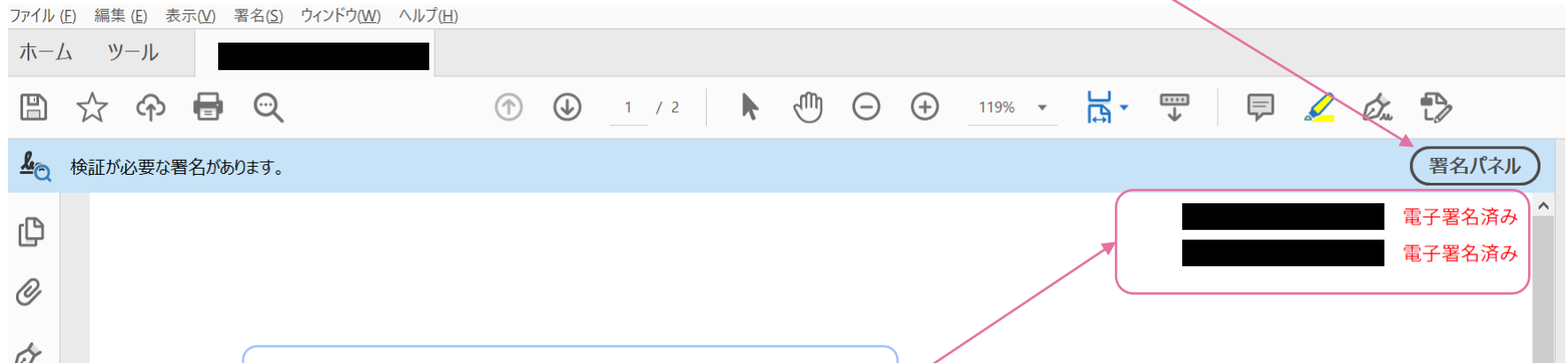
を提出していただいた上での身元確認を行っております。上記の通り厳重な身元確認となっておりますので、契約の相手型が弊社アカウントを有しているという事実が、上記の確認を経ているということになり、本人であると確認することができます。

弊社サービスにて電子署名をするには、ログイン時にID (メールアドレス) ・パスワードだけではなく、二要素認証も行う必要があります。この措置によってアカウント登録者本人以外の使用を防止しております。

認定認証業務であるDIACERTサービスを使用しており、電子証明書については当社が第三者機関として証明書の管理・発行を厳格に実施しております。将来的に認定認証業務ではないdigicert社の電子証明書の利用も予定しておりますが、同社の暗号技術も「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」で規定されている、特定認証業務が満たさなくてはならない要件を満たしております。

## 5.Adobe Acrobat Readerでの電子署名の確認方法①

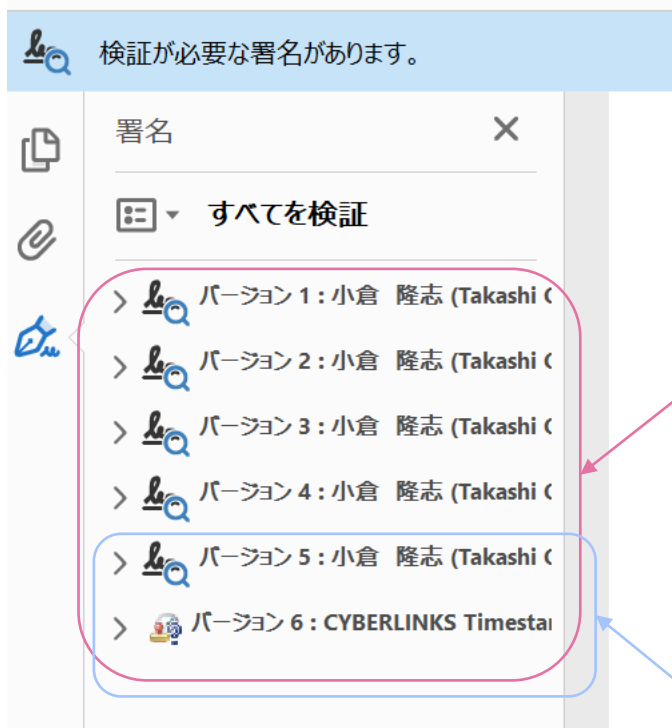
リーテックスデジタル契約®のHPからダウンロード後、AcrobatReaderでPDFファイルを開くと「署名パネル」がありますのでそこをクリックしてください



PDF上ではこのように署名済みの旨が記載されます



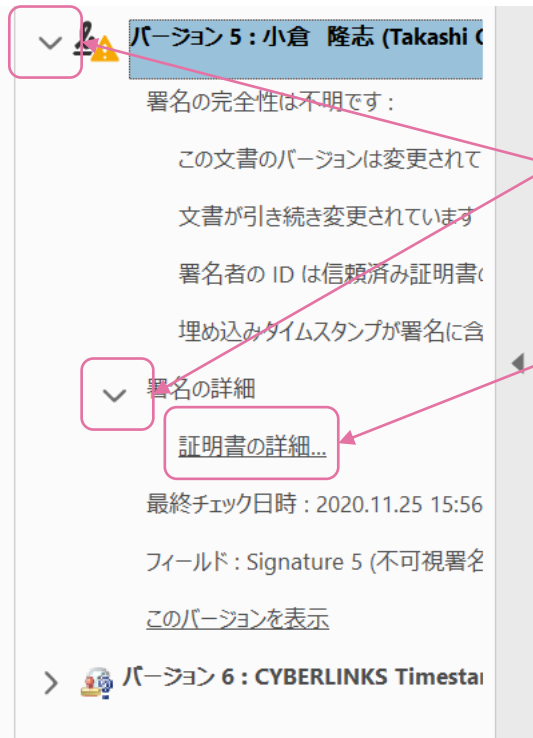
## 5.Adobe Acrobat Readerでの電子署名の確認方法②



「署名パネル」をクリックすると、このように電子署名とタイムスタンプの一覧が表示されます

「送信者の同意」、「受信者の同意」、「リーテックスの電子署名」等のアクションが起こる度に Adobe Acrobat Reader側でバージョンを更新しますが、最後の二つ（=最終バージョンの電子署名とタイムスタンプ）が最終の電子署名情報となります

## 5.Adobe Acrobat Readerでの電子署名の確認方法③



①ここをクリックして情報を展開

②ここをクリック



③この「証明書ビューア」の画面で電子署名の証明書情報を確認することができ、同様の方法でタイムスタンプの詳細も確認できます